「岩手県国土強靱化地域計画」(仮称)における重点施策の選定(素案)

| 施策 | 分野 | 施策 | 重点施策 | 備考 |
|-----|--------|---|------|--|
| | | [行政機能] | | |
| | | ① 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化・ 県庁舎の強化・ 市町村庁舎の強化 | 0 | ・災害時に防災拠点としての役割を果たすために必要不可欠。 ・耐震化率は県庁舎71.4%(H26)、市町村庁舎67.6%(H25)であり、一層促進する必要あり。 |
| | | ② 県における災害時業務継続計画の策定 ・出先機関等の単独公所における計画の策定 | | ・本庁舎及び全ての合同庁舎でBCP策定済み。 ・出先機関等の単独公所についても策定検討が順次進んでいる。 |
| | | ③ 避難体制整備 ・避難場所及び避難所の指定・整備 ・避難勧告等発令基準の策定 | 0 | ・災害時の円滑な避難に資する施策であり、早急な体制整備が不可欠。 ・避難場所等を指定した市町村は67%(H26)、避難勧告等発令基準を策定した市町村(洪水被害)は42% (H26)であり、一層の働きかけの必要あり。 |
| | | ④ 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築・ 広域防災拠点の充実・ 非常物資の備蓄体制強化 | 0 | ・災害時に避難者に対して必要な食料等を提供するために必要不可欠。 ・備蓄物資を配備する広域防災拠点は5箇所中1箇所(H26)であり、早急な配備の必要あり。 |
| |) 行 | ⑤ 世界遺産登録資産の防災対策・文化財保護指導員による文化財パトロールの実施 | | ・文化財保護指導員による文化財パトロール体制を整備済み。 |
| 個別施 | 能 | ⑥ 特定動物の逸走防止・特定動物飼養施設への立入調査、飼養施設点検、飼養又は保管の状況の定期的な確認等の必要な指導の実施 | | ・特定動物飼養者への緊急措置の実施等の義務付け済み。 ・特定動物飼養施設への立入調査実施率は100%(H26)。 |
| 朿 | 1111 | [警察] | | |
| 策分野 | 報通信分野 | ① 災害警備本部機能の強化・警察本部及び警察署における災害警備計画の策定・警察施設の整備・代替庁舎の確保及び災害警備本部機能の移転訓練・職員の非常招集訓練 | 0 | ・災害時に人命救助や治安維持活動を機能的かつ的確に実施するために必要不可欠。 ・警察本部及び警察署庁舎の耐震化等の整備は行われているが、地域の防災拠点となる交番及駐在所等の整備を推進していく必要あり。 |
| | | ② 災害対策用装備資機材等の更新整備・衛星携帯電話の機能維持・非常食の備蓄 | | ・警察本部及び全警察署に衛星携帯電話配備済み。 ・非常食の備蓄率は100%(H26)。 |
| | | ③ 災害対処能力の向上・警察・消防・自衛隊の関係強化・警察署等の災害警備担当者等に対する訓練の実施 | | ・各種訓練を通じ、関係機関間の連携強化の取組を実施している。 ・教養、訓練を通して、災害警備に係る人材を、年20人(H26)育成している。 |
| | | ④ 災害に備えた道路交通環境の整備 ・信号機電源付加装置の整備 ・事業者等との協定締結等による連携強化 ・緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度の指導 | 0 | ・停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞・事故等を回避するため信号機電源付加装置は必要不可欠。 可欠。 ・震災後に沿岸地域に重点整備を行ってきたが、今後、県下全域を対象として、整備を行う必要あり。 ・災害時の緊急通行車両の通行を妨害する放置指導者等道路障害物の排除には、関係事業者の協力が不可欠 であり、連携を一層強化する必要あり。 |
| | | ⑤ 被留置者の逃走・事故防止・留置場非常計画の策定、護送訓練の実施 | | ・留置施設を持つ全警察署(15署)において、留置場非常計画を策定の上、護送訓練を実施している。 |

| 施策 | | 施策 | 重点施策 | |
|--------|--------|--|------|---|
| | | [消防]① 地域の消防力の強化・消防本部・消防署等の強化・消防団活動の充実強化 | 0 | ・災害時に災害応急対策の拠点として機能を発揮し、業務を継続するために必要不可欠。 ・消防本部、消防署の耐震化率は75.3%(H26)と、全国83.8%(H26)に比較して低く、整備を促進する必要 あり。 ・災害時の住民の避難誘導や災害防御等に重要な役割を果たす消防団員が年々減少していることから、確保 及び教育訓練等による充実強化を図る必要あり。 |
| | | ② 防災ヘリコプターの円滑な運行の確保・防災関係機関相互の連携体制の確立 | | ・岩手県ヘリコプター等運用調整会議の開催により、関係機関相互の連携体制整備済み。 ・ヘリコプター動態管理システムの導入、運用済み。 |
| | | ③ 救急・救助活動等の体制の強化 ・救急救命士に対する研修会の開催 | | ・救急救命士の資質向上を図るため、県単位研修会を開催している。 |
| | - | ④ 防火対策・消防設備士、危険物取扱者の免状業務や講習の実施 | | ・消防設備士講習等を実施している。 |
| | ○ 行 | ⑤ 消防機関の連携体制整備 ・緊急消防援助隊ブロック合同訓練への参加 ・緊急消防援助隊増隊の促進 | 0 | ・大規模災害に備え、消防機関の連携体制の整備は必要不可欠。 ・計画の変更に対応した、緊急消防援助隊の増隊(74隊(H26)→96隊(H32))を進めていく必要あり。 |
| 個 | 政 | [教育] | | |
| 個別施策分野 | 機「 | ① 学校施設・公立社会体育施設等の耐震化 ・公立学校施設・公立社会体育施設等の耐震化 ・私立学校の耐震化 ・県立職業能力開発施設の耐震化 | 0 | ・学校施設の安全確保及び避難場所としての防災強化のために必要不可欠。 ・耐震化率は全国に比較して低く(公立小中学校(H27)92.6%・全国95.6%、私立学校(H26)72.5%・全国 80.6%)、耐震対策を促進する必要あり。 |
| | 通信分野 | ② 学校防災体制の確立 ・危機管理マニュアルの見直し・検証 ・学校防災に関わる指導助言、専門家派遣 | | ・各学校に、定期的に危機管理マニュアルの見直しや検証を行うよう働きかけている。・学校訪問において、学校防災に関わる指導助言を行っている。 |
| | | ③ 防災教育の推進 ・防災教育に携わる教員への研修 | | ・防災教育教材を作成し、防災教育に携わる教員への研修会を開催している。 |
| | | ④ 復興 (防災) 教育研修会の開催 ・復興教育副読本を活用した学習促進 ・復興教育副読本の効果的な活用についての研修会の実施 | | ・各学校において副読本を活用した復興教育・防災教育に取り組んでいる。 ・副読本の効果的な活用についての研修会を実施している。 |
| | į | [情報通信] | • | |
| | | ① 行政情報通信基盤の耐災害性強化・県保有行政データの遠隔地バックアップ体制の検討 | | ・県が保有する行政データは、耐震化された場所で定期的なバックアップが行われている。・今後、遠隔地バックアップ体制のあり方についても検討していく。 |
| | | ② 情報通信利用環境の整備 ・携帯電話等エリア整備 ・民放ラジオ難聴解消 ・ブロードバンド利用環境整備 ・通信事業者との連携 | 0 | ・災害時に多くの住民に情報伝達を行うため、携帯電話のエリア外人口、民放ラジオ難聴、ブロードバンド 利用条件不利地域の解消を行うことが必要不可欠。 ・災害時のみならず、平時においても住民の利便性に寄与する。 ・通信事業者への働きかけや国の事業を活用した中継局の整備等を進めていく必要あり。 |

| 施策 | 分野 | 施策 | 重点施策 | 備考 |
|--------|-------|---|-------|---|
| | | [訓練・連携体制] | | |
| | (| ① 県総合防災訓練の実施による関係機関との連携・関係機関の連携強化、総合防災訓練の実施 | | ・多様な関係機関が連携し、市町村における避難勧告等の発令から避難、避難生活に至るまで多項目の訓練を実施している。 |
| | (| ② 防災訓練の推進・市町村の災害対応能力向上や住民の防災意識の醸成・市町村における図上訓練等に係る支援 | | ・県総合防災訓練や図上訓練等を通じて、市町村の災害対応能力向上や住民の防災意識の醸成を図っている。 |
| | 1 | ③ 災害時連携体制整備・関係団体との協定締結・農地・農業用施設災害復旧支援隊(NSS)の取組 | | ・災害時における応急業務等の連携が図れるよう、各種団体との協定締結を進めてきている。 ・農村における被災状況調査等への支援について、官民が連携したNSSによる応援体制を構築済み。 |
| 個 |)行政機 | ④ 県外自治体との広域応援・受援体制の整備 ・北海道・東北8道県広域応援ガイドラインに係る組織や実施体制等の 検討 | | ・「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」により、岩手県のカバー県を秋田県とするなど、応援体制構築済み。 |
| 個別施策分野 | 能・情報通 | 5 技術職員等による応援体制の構築・必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みの構築に向けた国への働きかけ・官民が連携した農地・農業用施設災害復旧支援隊(NSS)による支援の取組継続 | | ・国において、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう、働きかけている。 ・被災市町村からの技術職員の応援体制に対応する、官民協働の農地・農業施設災害復旧支援隊(NSS)による 応援体制構築済み。 |
| | 信分野 | ⑥ 自主防災組織の結成及び活性化支援 ・岩手県地域防災サポーター派遣等による自主防災組織の結成促進 ・自主防災組織を対象とした研修会等の開催 | 0 | ・沿岸地域や県北地域において自主防災組織カバ一率が50%を下回っており、自主防災組織の結成を促進することが必要不可欠。 ・地域防災サポーターの派遣、気象台と連携した自主防災組織活性化に向けた支援を一層進めていく必要あり。 |
| | (| ⑦ 孤立集落を想定した防災訓練の実施等・ 県総合防災訓練における孤立可能性集落での訓練の実施 | | ・孤立集落の発生を想定した防災訓練を、県総合防災訓練の一環として実施している。 |
| | | [人材育成] | | |
| | (| ① 防災人材育成・自主防災組織リーダー研修会の開催、岩手県地域防災サポーターの派遣 | | ・防災人材育成のため、自主防災組織リーダー研修会を開催している。 |
| | | | 計10施策 | |

| 子野 | 施策 | 重点施策 | 備考 |
|---|--|--|---|
| (| ① 住宅・大規模建築物の耐震化 ・住宅の耐震化 ・大規模建築物の耐震化 | 0 | ・住宅の耐震化率は全国に比較して低く (73.2%(H25)・全国82.0%(H25)) 、耐震化を一層促進する必要あり。 ・大規模建築物の耐震化を一層促進するため、市町村と連携を図り、耐震改修の補助等を実施していく必要あり。 |
| (| ② 公営住宅の老朽化対策 ・個別施設計画の策定 | | ・既存の公営住宅の個別施設計画策定済み。・災害公営住宅の個別施設計画の策定検討中。 |
| (| ③ 市街地整備・幹線街路整備・都市公園における防災対策・市街地等の幹線道路の無電柱化 | | ・幹線街路整備進捗率は全国値を上回っている(64.5%(H25)・全国61.0%(H24))。 ・発災時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備、電柱の倒壊による交通の遮断を防ぐ市街 地等の幹線道路における無電柱化も順次進められている。 |
| (| ④ 空き家対策 ・不良住宅等の解体 ・空き家活用による取組を担う人材の育成やサポート体制の構築 | | ・市町村が国の事業を活用して進める不良住宅等の解体の支援や人材育成等を含めた総合的な空き家対策を 推進していく。 |
| 2 | ⑤ 水道施設の防災機能の強化 ・水道施設の計画的な老朽化対策・耐震化対策 | 0 | ・災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策・耐震化対策を進める必要あり。 ・関係施設の耐震化率は全て5割を切っており(H25:基幹管路44.8%、浄水施設22.6%、配水池27.7%)、 一層促進していく必要あり。 |
| | ⑥ 応急給水の確保に係る連携体制の整備・応急給水・水道施設の応急復旧・水道災害訓練 | | ・応急給水資機材の整備、飲料水メーカー等関係機関と協定締結済み。 ・水道施設の応急復旧に係る水道工事業団体との協定締結済み。 ・県の総合防災訓練の一環として実施する情報連絡訓練等を通して、協定締結先との連携を図っている。 |
| | ⑦ 災害時等における下水道復旧支援に関する協定・県と市町村との連絡体制強化 | | ・県と下水道実施全31市町村の連名で、協会と協定締結済み。 |
| (| ⑧ 下水道施設の老朽化対策・下水道施設の老朽化対策・個別施設計画の策定 | | ・市町村が実施する老朽化対策事業の促進のため、必要な助言等を実施している。・処理場、ポンプ施設の個別施設計画は策定済み。管路施設の計画策定検討中。 |
| (| ⑨ 内水危険箇所の対策・内水危険箇所のソフト対策・内水危険箇所のハード対策 | | ・内水ハザードマップを作成・公表している市町村は8市町村(38.0%)(H26)となっており、浸水区域図の作成勉強会等の開催等を通して、市町村の取組を支援していく必要あり。 ・浸水被害想定家屋の対策実施率は22.2%(H25)であり、市町村による浸水被害の可能性のある家屋の解消に関する事業に対し、助言等を実施していく必要あり。 |
| | 地域コミュニティ力の強化・地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発・地域づくり関連セミナー等の開催、地域外人材の活用促進・コミュニティ助成制度等による活動支援・農山漁村における共同活動の取組の維持・活性化・森林整備等の活動支援の継続 | 0 | ・震災の影響等により、急速な人口減少が進んでおり、地域活動のリーダーの高齢化や、地域活動の担い手の不足が大きな課題であることから、地域コミュニティ機能の維持・再生に向けた対策が早急に必要。 ・災害時における地域住民の対応能力向上や地域コミュニティ機能の迅速な再構築が図られるよう、地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発、各種コミュニティ助成制度の有効活用による取組支援を進めていく必要あり。 |
| | ① 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援・地域コミュニティを強化するための支援等の充実・地域の教育課題の解決、教育を通じた地域づくりの推進 | =1 11-1- | ・国、市町村、関係機関と連携しながら、地域住民の学びの場や交流の機会を確保している。 |
| | 2 / 注宅· 都市分野 | ① 住宅・大規模建築物の耐震化 ・住宅の耐震化 ・大規模建築物の耐震化 ② 公営住宅の老朽化対策 ・個別施設計画の策定 ③ 市街地整備 ・幹線街路整備 ・都市公園における防災対策 ・市街地等の幹線道路の無電柱化 ④ 空き家対策 ・不良住宅等の解体 ・空き家活用による取組を担う人材の育成やサポート体制の構築 ⑤ 水道施設の防災機能の強化 ・水道施設の計画的な老朽化対策・耐震化対策 ・応急給水 ・水道施設の応急復旧 ・水道災害訓練 ⑦ 災害時等における下水道復旧支援に関する協定 ・県と市町村との連絡体制強化 ⑧ 下水道施設の老朽化対策 ・ 内水危険箇所のソフト対策 ・ 内水危険箇所のソフト対策 ・ 内水危険箇所のソフト対策 ・ 内水危険箇所のソフト対策 ・ 内水危険箇所のソフト対策 ・ 内水危険箇所のソフト対策 ・ 内水危険箇所のカ対策 ・ 地域コミュニティカの強化 ・ 森林整備等の活動支援の継続 ① 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援 ・ 地域コミュニティを強化するための支援等の充実 | ① 住宅・大規模建築物の耐震化 ・ 住宅の耐震化 ・ 大規模建築物の耐震化 ・ 大規模建築物の耐震化 ・ 大規模建築物の耐震化 ② 公賞住宅の老朽化対策 ・ 個別施設計画の策定 ③ 市街地整備 ・ 幹線街路整備 ・ 都市公園における防災対策 ・ 市街地等の幹線道路の無電柱化 ④ 空き家対策 ・ 不良住宅等の解体 ・ 空き家活用による取組を担う人材の育成やサポート体制の構築 ⑤ 水道施設の防災機能の強化 ・ 水道施設の防災機能の強化 ・ 水道施設の応急復旧 ・ 水道遊りの応急復旧 ・ 水道災害訓練 ⑦ 災害時等における下水道復旧支援に関する協定 ・ 県と市町村との連絡体制強化 ⑥ 下水道施設の老朽化対策 ・ 個別施設計画の策定 ⑤ 内水危険箇所の対策 ・ 内水危険箇所のカード対策 ・ 内水危険箇所のハード対策 ・ 内水危険箇所のハード対策 ・ 内水危険箇所のハード対策 ・ 内水危険箇所のハード対策 ・ 内水危険箇所のハード対策 ・ 内水危険箇所のカード対策 ・ 内水危険箇所のカード対策 ・ 内水危険箇所のカート・対策 ・ 地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発 ・ 地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発 ・ 地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発 ・ 地域コミュニティを強低する活動支援 ・ 農山漁村における共同活動の取組の維持・活性化 ・ 森林整備等の活動支援の継続 ⑥ 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援 ・ 地域コミュニティを強化するための支援等の充実 |

| 施策分 | 子野 | 施策 | 重点施策 | |
|---------|--------|--|------|---|
| | | ① 病院・社会福祉施設等の耐震化 ・病院の耐震化 ・社会福祉施設等の耐震化 | 0 | ・病院の耐震化率(61.5%(H26)・全国67.0%(H26))、社会福祉施設の耐震化率(79.0%(H24)・全国 84.2%(H24)ともに、全国に比較して低く、耐震化を一層促進する必要あり。 |
| | | ② 災害時における医療提供体制の構築・災害拠点病院の体制強化・要支援者(難病患者等)への医療的支援 | | ・各災害拠点病院のDMAT隊が複数となるよう、県独自の養成研修の実施等に取り組んでいる。 ・在宅で人工呼吸器等を使用している患者に貸与するための非常用発電装置は、患者数を上回っている(配 置率151%(H26))。 |
| | | ③ 医療情報のバックアップ体制の構築・全県的な医療情報の連携、バックアップの前提である医療情報の電子化 | 0 | 医療情報を電子化し、遠隔地へバックアップする体制を構築する必要あり。バックアップ体制の前提である電子カルテ導入が各病院で図られるよう取り組んでいく必要あり。 |
| | | ④ ドクターへリの運航確保・専用の場外離陸場整備、ランデブーポイントの確保・他県へリ及び他県基地病院との相互支援・ドクターへリ出動事例の事後検証会の定期的な開催 | | ・ドクターへリによる迅速かつ効率的な対応を推進するため、相互支援体制の強化、事後検証会の定期的な 開催等に取り組んでいる。・運航実績や県境地域からの要望等を踏まえ、一部運航ルールの見直しも実施済み。 |
| \ | 3 ~ | ⑤ 福祉避難所の指定・協定締結 ・市町村職員を対象とした研修会等の実施、市町村の取組促進 | 0 | ・福祉避難所の指定・協定締結済の市町村は25市町村(75.8%)で、全市町村の協定締結に至っていない状況であり、市町村の取組を促進する必要あり。 |
| ┃ 個┃ 個 | 保健医療 | ⑥ 避難行動要支援者名簿の作成・活用 ・市町村等職員を対象とした研修会等の実施による市町村の取組 促進 | 0 | ・市町村に義務付けられている避難行動要支援者名簿の作成が11市町村(33.3%)にとどまっている。 ・具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定などの市町村の取組を促進する必要あり。 |
| 分 | - | ⑦ 感染症対策・感染制御支援チーム構成員の追加・拡充・感染制御研修会・各種訓練への参加、DMATなど関係機関との連携 | | ・避難所を中心として感染症対策を実施する感染制御支援チームを結成済み。 ・各種訓練や研修会を通し、災害時の連携体制の構築に努めている。 |
| | (| ⑧ 要支援者への支援 ・福祉避難所等における福祉的支援 ・要支援者(高齢者・障がい者等)への福祉的支援 ・男女のニーズの違いに配慮した支援 ・外国人への支援 ・災害用医薬品等の確保 ・こころのケア体制の確保 ・児童生徒の心のサポート ・動物救護対策 | 0 | ・災害時に避難所等において福祉的な支援を行う災害派遣福祉チームの派遣体制を整備・強化する必要あり。 ・認知症高齢者や障がい者が、家族も含めて安心して避難所生活を送れるよう、関係団体等と連携し、これまでの取組について検証し、対策を検討していく必要あり。 ・平時より防災に係る政策・施策決定過程において男女共同参画の推進が図れるよう市町村に働きかけていく必要あり。 ・多言語等による防災情報の提供など、外国人支援体制を整備する必要あり。 ・災害時のこころのケアとして、災害派遣精神医療チームの設置検討や児童生徒の心のサポートに携わる人材確保を行う必要あり。 ・動物救護や動物との同行避難を想定した訓練なども市町村に働きかける必要あり。 |
| | | ⑨ 防災ボランティアの活動支援・防災ボランティア支援ネットワークの構築 | | ・「岩手県防災ボランティア活動推進指針」に基づく研修等を実施している。 |
| | | ⑩ 災害医療・救急救護・介護に携わる人材の育成・災害医療コーディネーターの育成研修等の実施・災害派遣福祉チームの派遣体制の整備・強化 | 計5施策 | ・災害医療コーディネーター研修の実施等に取り組んでいる。 ・災害派遣福祉チームの派遣体制を整備・強化するため、チーム員の募集・研修の実施、周知活動に取り組 んでいる。 |

| 施策 | 分野 | 施策 | 重点施策 | 備考 |
|-------|------|---|------|---|
| | | ① 支援物資の供給等に係る応援協定等の締結・物資調達協定等に基づく物資の調達・協定締結企業者との連絡体制の更新 | | ・災害時の食料や飲料等の確保等に関する企業等との応援協定等を締結済み。 |
| | | ② 物流機能の維持・確保 ・協定締結団体の協力による救援物資の受入れや緊急輸送 ・岩手産業文化センターの拠点開設に係る対応マニュアル等の整備 | | ・物資集積拠点の管理・運営に関し、岩手産業文化センターや物流団体との協力体制構築済み。 |
| | | ③ 企業における業務継続体制の強化 ・中小企業の業務継続計画の策定促進 | | ・商工団体等支援機関と連携し、普及啓発を図っている。 |
| | | ④ 被災企業への金融支援 ・制度融資による円滑な資金供給 ・甚大な災害発生時における相談対応 | | ・災害発生後、県の融資制度として「中小企業災害復旧資金」を発動している。 ・災害発生後、被災企業の早期復旧・復興のため、金融相談窓口を設置している。 |
| | | ⑤ 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築 ・避難所等への燃料等供給の確保 ・緊急車両等への石油燃料供給の確保 | 0 | ・県石油商業共同組合や県高圧ガス保安協会との協定が災害時に有効機能するよう、一層の連携強化を図る 必要あり。 |
| 個別 | 4 | ⑥ 石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実・計画の適切な見直し、定期的な防災訓練の実施 | | ・岩手県石油コンビナート等防災計画に基づき、関係機関が連携した防災訓練を実施している。 |
| 別施策分野 | 産業分野 | ③ 再生可能エネルギーの導入促進 • 風力発電や地熱発電導入の理解促進、事業者の円滑な取組促進 • 被災者支援の中核となる施設への再生可能エネルギー設備導入の推進 • 自立・分散型エネルギー供給体制整備 • 水力や風力を活用した県営発電所の建設推進 • 木質バイオマス燃焼機器の導入促進、安定供給体制の整備 | 0 | ・災害時にも一定のエネルギーを賄えるよう、地域資源である再生可能エネルギーを最大限活用した自立・ 分散型エネルギー供給体制の整備を推進する必要あり。 |
| | | ⑧ 電力系統の接続制約等の改善・国に対する系統の安定化対策を含む送配電網の充実強化の要望 | | ・再生可能エネルギー発電整備の導入における接続制約の解消に向け、国に対し、系統の安定化対策を含む 送配電網の充実強化を要望している。 |
| | | ⑨ 農林水産業の担い手の確保・先導的な経営体や集落営農組織の確保・育成・林業における経営体の育成、新規就業者の確保・水産業における経営体育成、新規就業者の確保 | 0 | ・経営資源と地域特性を生かした効率的で安定的な農林水産業が展開されるよう、生産者の確保や経営体の 育成を図る必要あり。 |
| | | ① 建設業の担い手の育成・確保・建設企業の経営改善や次世代を担う人材の育成・確保支援・地域建設企業の安定的な確保 | 0 | ・地域から期待される建設企業が存続できる環境づくりのため、経営改善、人材育成・確保等の取組を促進 していく必要あり。 |
| | | ① 人材育成を通じた産業の体質強化・産業人材の育成基盤強化 | | ・ものづくり産業において、地域ものづくりネットワークを中心に、技能に注目した人材育成を図ってい る。 |

| 施領 | 5分野 | 施策 | 重点施策 | 備考 |
|------|--------|---|------------------|--|
| | 4) | ① 農林水産業の生産基盤・経営の強化・関係団体との連携による農地の利用調整、担い手への農地集積・効率的かつ安定的な林業生産基盤の構築・漁業生産基盤の効率的な活用 | 0 | ・担い手への農地集積、荒廃農地の再生利用の取組を支援する必要あり。 ・森林施業の集約化、間伐、造林などを促進する必要あり。 ・漁業経営体の規模拡大、共同生産体制等の構築を進める必要あり。 |
| | 産業分 | ③ 生産技術の復旧支援体制・農林漁業者に対する経営再開支援 | | ・被災後の農林業家の生産活動の早期再開のための支援事業を実施している。 |
| | 野 | ④ 県産食料品の供給体制の強化・食品製造事業者への総合的な支援、企業の創出や人材育成 | | ・関係機関と連携し、食品製造事業者の商品開発から販路開拓、人材育成等の支援を実施している。 |
| | | ① 送吸佐乳の乾農笠 | <u>計5施策</u> │ | |
| | | ① 道路施設の整備等 ・道路施設の防災対策 ・災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築 | 0 | ・全国に比較して低い道路施設の防災対策(緊急輸送道路等における道路防災対策必要箇所解消率(58.8% (H26)・全国62.0%(H26)など)を推進する必要あり。 |
| | | ② 防雪設備等の整備・防雪施設の整備 | | ・県が整備すべき防雪施設等は概ね完了済み。 |
| 個別施策 | | ③ 立ち往生車両の未然防止・道路の通行止めや迂回路などの情報共有・運用 | | ・情報共有や運用方法について関係機関と検討を進めている。 |
| 施策分野 | 5)围 | ④ 鉄道及び路線バスの耐災害性確保・体制整備・鉄道における安全確保対策等の取組に対する支援・バス事業者に対する支援・関係機関との連携強化 | | ・第3セクター鉄道やバス事業者に対し、安全確保対策や災害時の取組に関する支援を行っている。 |
| |]土保全・交 | ⑤ 津波防災施設の整備等 ・津波防災施設の整備 ・海岸水門等操作の遠隔化・自動化 ・津波防災地域づくり | 0 | ・復興まちづくりと整合した防潮堤等の津波防災施設の整備を推進していく必要あり。 ・操作員の安全確保と確実な閉鎖のため、水門の自動閉鎖システムの整備を推進する必要あり。 ・市町村の津波浸水想定区域の設定のため、津波シュミレーションの検討を進める必要あり。 |
| | 文通 分野 | ⑥ 港湾・漁港の耐震・耐津波強化・体制整備 ・港湾施設の耐震・耐津波強化対策 ・漁港施設の耐震・耐津波強化対策 | 0 | ・耐震強化を計画している岸壁の整備割合は33%(H26)と、全国66%(H23)に比較して低く、輸送拠点としての重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備促進を図っていく必要あり。 ・流通拠点漁港における防波堤・岸壁の耐震・耐津波対策を進める必要あり。 |
| | | ⑦ 港湾・漁港における避難対策・避難誘導施設及び避難看板等の設置等の整備・津波避難誘導デッキの整備 | | ・安全な高台へ誘導する施設、避難看板等の設置等の整備を進めている。 |
| | | ⑧ 津波防災教育の実施・出前講座等の実施 | | ・小学校等での津波防災に関する出前講座等を実施している。 |
| | | ⑨ 河川改修等の治水対策・河川整備・洪水浸水想定区域の指定・洪水ハザードマップの作成 | 0 | ・洪水災害に対する安全度の向上を図る河川改修等の整備、迅速な避難を確保する洪水浸水想定区域の指定 を推進する必要あり。 ・洪水ハザードマップを未策定の市町村に対し、助言等を行っていく必要あり。 |

| 施策 | 分野 | 施策 | 重点施策 | |
|--------|--------------|---|------|--|
| 個別施策分野 | | ⑩ 砂防施設の整備等による土砂災害対策・土砂災害対策施設の整備 | | ・避難所、防災拠点等が立地する箇所を対象として、土砂災害対策施設の整備を進めている。 |
| | | ① 農山村地域における防災対策 ・農地や農業水利施設等の生産基盤整備 ・ため池や農業用ダムの点検・診断、補修・更新、氾濫解析図作成、 市町村が行うハザードマップの作成支援 ・山地災害危険地区の把握、計画的な治山施設の整備 | 0 | ・ため池の点検・診断実施割合 (0%(H25)・全国40%(H25))、ダム等極めて重要な農業施設の大規模地震に対応した耐震設計・照査 (レベル2診断)の実施割合 (0%(H25)・全国40%(H24)、ため池のハザードマップ策定率 (8%(H25)・全国30%(H24)) など、全国に比較して低い防災対策を推進する必要あり。 |
| | | ② 警戒避難体制の整備・津波避難計画の策定・土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表・土砂災害ハザードマップの作成・火山ハザードマップの作成・登山者の安全対策 | 0 | ・津波避難計画未策定の3市町村に対し、働きかけを行う必要あり。 ・土砂災害計画区域指定割合は23.7%(H26)と、全国61.2%(H26)に比較して低く、指定に必要な基礎調査を 早急に進め、指定を推進する必要あり。 ・火山ハザードマップ未策定の栗駒山について、策定に向けて検討を進める必要あり。 |
| | 5) 国· | ③ 住民等への災害情報伝達の強化・水位周知河川の指定・土砂災害警戒情報の周知 | 0 | ・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、指定する河川の優先度を考慮しながら、水位周知河川の指定を進める必要あり。 ・土砂災害警戒情報の精度を高め、住民の避難行動につながる分かりやすい情報提供を実施していく必要あり。 |
| | 国土保全・ | ④ 空港の体制整備・大規模災害時の空港運用体制の構築・広域防災拠点としての受入体制の整備 | | ・花巻空港BCPの策定に向け、検討を進めている。 |
| | 交通分野 | ⑤ 道路施設等の老朽化対策・道路施設の個別施設計画の策定・河川・海岸・ダム施設の個別施設計画の策定・砂防施設の個別施設計画の策定・港湾施設の個別施設計画の策定・空港施設の老朽化対策 | | ・未策定である個別施設計画の策定を進めている。 ・計画策定済みの施設については、計画に基づく適切な維持管理を進めている。 |
| | | ⑤ 県営発電施設の災害対応力の強化・ 県営発電所建築物の耐震化 | | ・施設の重要度・発電所運転への影響などを考慮しながら、耐震化を進めている。 |
| | | ① 工業用水道施設の耐震化・配管更新基本計画の定期的な見直し、工業用水道施設(管路)の耐震化 | | ・災害時に安定した工業用水供給を継続するため、配管の計画的な更新(耐震化)を進めている。 |
| | | ® 旧松尾鉱山新中和処理施設の稼動の継続・施設の維持管理と防災機能の強化 | | ・災害時でも稼動停止のリスクを避けるため、施設の維持管理と防災機能強化を推進している。 |
| | | ③ 森林資源の適切な保全管理・適切な森林整備・県民への普及啓発・地域住民等の活動支援・シカによる被害防止 | | ・森林資源の適切な保全管理のため、間伐、造林、県民の理解促進、地域住民やNPO等の森林保全活動の 支援、シカ対策等を進めている。 |

| 施領 | 分野 | 施策 | 重点施策 | 備考 |
|--------|----------|---|------|--|
| | | ② 農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化・農業水利施設、漁港施設等の地震・津波対策、長寿命化対策・農山村地域の生活道路や農道・林道の計画的な点検診断の実施 | 0 | ・ダム等極めて重要な農業施設の大規模地震に対応した耐震設計・照査 (レベル2診断) の実施割合 (0% (H25)・全国40% (H24)、農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率 (1% (H25)・全国20% (H25)) など、全国に比較して低い防災対策を推進する必要あり。 |
| 個別施策分野 | 5)国土保全・ | ① 災害廃棄物処理対策 ・協定等の締結・確認、機動的な連携体制の構築 ・市町村による災害廃棄物の迅速な処理体制の構築 ・アスベスト粉じんばく露防止対策 ・毒物及び劇物流出時の応急措置実施の徹底 | 0 | 災害時に、県や市町村、関係団体が協定等に基づき円滑の災害廃棄物処理を実施するため、平常時から、機動的な連携体制の構築を推進する必要あり。 市町村における災害廃棄物処理計画の策定に向け、助言等を行う必要あり。 アスベスト、毒物、劇物に関する指導等を実施し、災害時の対策の徹底を図る必要あり。 |
| 野 | 分 | ② 地籍調査の実施 ・ 市町村が行う国土調査事業の計画的な実施への支援 | | ・地籍調査進捗率84.3%(H26)は、全国51.0%を大きく上回っている。 ・市町村が行う国土調査事業の計画的な実施を支援している。 |
| | 野 | ② 温泉供給の維持 ・温泉事業者を通じた確認体制の構築 ・平常時の温泉供給に関する基礎データの蓄積 | | ・温泉事業者との確認体制構築、定点調査の実施を進めている。 |
| | | | 計9施策 | |
| 横断的分野 | 2)老朽化対策分 | ① 公共施設等の総合的・計画的な管理の推進 ・公共施設等総合管理計画の策定 | 0 | ・今年度に策定する「公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める個別施 設計画を策定し(H26策定率0%)、計画的な公共施設マネジメントの取組を推進する必要あり。 |
| | 野 | | 計1施策 | |

計34施策